

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年一月十四日

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則  
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(宣誓の方式)<br/> 第十六条の二 「略」<br/> 「2 略」<br/> 3 裁定委員長は、事件関係人、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。事件関係人、参考人又は鑑定人が宣誓書を朗読することができないときは、裁定委員長は、委員会の職員にこれを朗読させなければならない。<br/> 「4～7 略」</p> | <p>(宣誓の方式)<br/> 第十六条の二 「同上」<br/> 「2 同上」<br/> 3 裁定委員長は、事件関係人、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。事件関係人、参考人又は鑑定人が宣誓書を朗読することができないときは、裁定委員長は、委員会の職員にこれを朗読させなければならない。<br/> 「4～7 同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>  |   |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○公害等調整委員会規則第二号

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第二十六条第一項、第四十二条の十二第一項及び第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年一月十四日

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(申請書等)</p> <p>第六条 法第二十六条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申請人の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当事者の一方が申請人である場合には、相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>三〇九 略</p> <p>二 略</p> <p>(参加申立書)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 第六条第一項(第八号を除く。)の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求める調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。</p> <p>(申請書)</p> <p>第三十四条 法第四十二条の十二第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一〇八 略</p> <p>二〇三 略</p> <p>(宣誓)</p> <p>第四十八条 略</p> <p>2 宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させてしなければならない。</p> <p>三〇五 略</p> <p>(証拠保全の申立ての方式)</p> <p>第四十九条 略</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所</p> <p>二〇五 略</p> <p>三〇四 略</p> <p>(法第四十二条の三十第二項の申立ての方式)</p> | <p>(申請書等)</p> <p>第六条 法第二十六条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人、前条第一項の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一 当事者の氏名又は名称及び住所</p> <p>【新設】</p> <p>二〇八 同上</p> <p>二 同上</p> <p>(参加申立書)</p> <p>第十条 同上</p> <p>2 第六条第一項(第七号を除く。)の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求める調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。</p> <p>(申請書)</p> <p>第三十四条 法第四十二条の十二第一項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一〇八 同上</p> <p>二〇三 同上</p> <p>(宣誓)</p> <p>第四十八条 同上</p> <p>2 宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させてしなければならない。</p> <p>三〇五 同上</p> <p>(証拠保全の申立ての方式)</p> <p>第四十九条 同上</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>一〇四 同上</p> <p>三〇四 同上</p> <p>(法第四十二条の三十第二項の申立ての方式)</p> |

第六十条 「略」

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所

二 略

第六十条 「同上」

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。  
い。

一 「新設」

二 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。